令和５年３月３０日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 79）」に
基づく算定点数の終了について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、令和４年 10 月 27 日付けでご連絡いたしております。

標記の臨時的な取扱いの中で、令和５年３月 31 日までの間は算定できるとされました①新型コロナウイルス感染症の疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に算定できる「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（147 点）」および ②自宅・宿泊療養者に対する「電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数(147 点)」については、令和５年３月 31 日で終了となります。

いずれも４月からは算定できませんので、算定誤りのないようご留意ください。

また、令和５年５月８日以降、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されます。それに伴い、「院内トリアージ実施料」や「救急医療管理加算１」の算定要件の見直しが行われる予定です。関連する通知が発出されましたら、ご連絡させていただきます。

なお、令和５年５月７日までは、上記①および②を除き、現行の臨時的な取扱いとなります。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001